

第 8 期 第 3 回北区荒川市民会議 議事概要

●日 時：平成 24 年 3 月 14 日（水） 19 時～21 時

●場 所：赤羽会館 第 1 集会室

●出席者：委 員 辻野五郎丸、太田桐正吾、藤森 永喜、松下 正義、芦沢 紀雄、
齊藤 好司、立原 道夫、土井富美子、喜多野 正治、佐久間 孝司、
寺田 雅夫

事務局（荒下） 綿引 宙伸、安田 裕則
（北区） 米山 昌男、田井 美也子

●配布資料

- ・議事次第
- ・資料 1：荒川将来像計画 2010 地区別計画【たたき台】[北区]
- ・追加資料：荒川将来像計画地区別計画【北区編】・たたき台に対するコメント

●議 事

1. 開 会

2. 議題

(1) 地区別計画の検討条項・検討課題

議長：12 月に地区別計画を報告し、先般の運営委員会でこの中身と取り組み内容を確認いただき、さらに若干の修正をお願いした。今日はそれも含め全体をもう一度説明いただき、問題点があればその時点で対応、話をさせていただく。まず、前回の議事録から。

事務局（北区）：前回議事録の作成が完了後、一両日中に委員に郵送する。

議長：了解した。ただ前回何を話したか分からないと話しづらいので、概要を説明してほしい。

事務局（北区）：前回、地区別計画のたたき台を示し自由に議論頂いた。議長からも導入計画、堤防や河川敷や水際、水辺、地面という区域だけ、串刺しの区域分けがどう反映されているのかという質問を頂いた。北区のまちづくり計画である都市計画マスタープランとこの地区別計画との位置づけがはっきり見えないという話も頂いた。また、荒川下流 2 市 7 区には子どもの水辺のような魚が産卵できるような場所があまりなく、貴重な場所だが、どのような位置づけに持ってくるのかが前回の資料では見えないという意見を頂いた。北区、区民、行政の協働で管理とあるが、協働をどうとらえているか見えないという意見もあった。荒川の維持管理の「市民が行う維持管理」という章立てがあり、他区では川の管理というのは河川管理者の国があり、今の荒川の公園緑地のような形で北区が占有者となっているふうには、住民サイドとして維持管理できる権限はないという意見を頂いた。今後の予定は、もう一度運営委員会で議論いただき、北区としてはパブリックコメントという市民会議以外の区民全体からご意見を

頂くような手続きを踏んで、最終的にはプランを固めていく。

議長：運営委員会の意見で、全体の計画をどう作っていくかという中で、少なくとも将来像計画に出ているもの、あるいは北区マスタープランで決まっているものはこの計画の前提になる計画で、まとめて記載する。それを受けて地区別計画の中身をブロック別にどう整備していくか細かい中身に入っていく。その問題と維持運営計画、管理運営、国がやる管理、北区がやる管理、しかも占有者がやる管理と市民がどう関わってくるかについて、北区は独自のやり方をやっており、それについて丁寧に表現したい。併せて子どもの水辺のような特殊なやり方をしているので、地区別計画の中の位置づけもはっきりさせてほしいと運営委員会で出た。前に出した意見に直っていれば、そのままできようとなるし、課題として残っているところを今日整理し、最終的なまとめに入りたい。資料1でどこまで直りどこまで直らないかも含め説明してほしい。

事務局（北区）：3月7日の運営委員会で直接頂いた意見をなるべく反映させたのが資料1である。追加資料は清水委員が自身の意見をまとめたものと、藤森委員が考えたコンセプトである。もう一つ、荒川の管理、運営の考え方（1）で辻野コメントとあるのは、前回のおさらいの意味も含めて書いていただいた。資料1のP.1は将来像計画の全体的なことも含め、今回なぜ地区別計画を作るのかをまとめた章である。P.3,4にも続いていき、若干変えたのが今日のカラーのP.4の推進計画という冊子から抜き書きしてある部分である。

推進計画では「放水路から川らしい水辺へ」というタイトルで、「災害に強い、安全安心」、「自然豊かな」、「適正な河川利用の推進」、「自らできる川づくり支援の推進」という四つの取り組みを推進していくことが、荒川全体の考え方として定められている。その基本理念の中で、自然系と利用系という二つのゾーニングがある。

P.6で水辺は、干潟、湿地化、親水、直壁護岸というタイプがあり、特に北区では、湿地化と直壁護岸が設定してある。P.7には北区の現況から、計画としてこういうゾーニングで行こうという位置づけが書いてある。P.8第2章からは、北区独自でどうするのかという話が展開される。特にまちづくりの中の荒川の位置づけというのは私たちも悩んだ。どこにまちづくりの中の荒川の位置づけを持ってくるかで、2章は、運営委員会では「今後の荒川づくり」というタイトルであったが、「北区の荒川づくり」に変えた。理由は、「今後の荒川づくり」となると区のレベルではなく、国、荒下の治水とか利水まで言及するのかという異論が出て、そうではなく北区の中の荒川の空間の利用を、この推進計画ではなく地区別計画でやるからである。P.9では、都市計画マスタープランで荒川はこういうふうに分かれているという参考のために、図を抜いて入れた。P.10に至るまでは段階に行かないので、今は割愛する。P.11には北区の荒川づくりの基本的な方針を入れようということで章を追加し、今は仮題のコンセプトを藤森議員に考えてもらったのが今日の資料にある。P.4の四つ

の基本方針に沿って北区ではこういうことが行われており、こういうことを行っていこうと書いてある。例えば、災害に強いというところでは浮間の河川防災ステーションを紹介している。自然豊かなというところでは子どもの水辺の航空写真を、適正な河川利用というところでは P. 13 にトイレのバリアフリーの写真を入れている。自らできる川づくりの支援では、荒川知水資料館を紹介しながら、今後の基本的な方針も書いている。P. 14 からがブロック別計画で、北区管内の荒川を大きく三つのブロックに分けて計画を立てている。P. 16 以降はブロック別にかみ砕いた説明をしており、概況の説明、これまでの成果の説明、荒川将来像計画 1996 の計画を、実施・未実施か図に落としている。P. 18 に課題を挙げ、最後に今後の取り組みを書いている。豊島ブロックは変えていない。赤羽岩淵は変えてないが、ここにブロック区分の図が入っていた。この区分けは赤羽岩淵ブロックに限らず北区全体の視点としてあるのではないかという意見を頂いたので、P. 14 の図は移動した。P. 24 からの北赤羽ブロックも変えていない。P. 29～32 は維持・運営の考え方をまとめた章で変えていない。P. 33 「区民とともに行う管理・運営」では子どもの水辺協議会という区民と行政協働の組織を特出しして書いている。P. 34 役割分担の丸付けも変えていない。P. 35 の図は、堤防から水面に至る横断的な分け方の視点を持ちながら、堤防の上、堤防の斜面、高水敷と言われている河川敷、水辺、湿原で、河川管理者たる国土交通省、占有者や自治体である北区や市民それぞれの立場により、どういう役割分担があるか書いたものである。図 15 の水辺のところで、水辺というのは自治体も関わってくるという話があり変えた。P. 36 「取り組み内容の一例」に市民の「表彰制度を設置する」と書いてあったが、難しいため割愛した。P. 37 以降は変えていない。

議長：1 章「地区別計画とは」の P. 5 で「ゾーニング計画」というタイトルを出しながら、P. 7 図 4 には「土地利用の現況と将来計画イメージ」と書いてある。ゾーニング計画を説明しているのに奇妙な感じがしないか。

事務局（北区）：図中の※印は訂正したが、図のタイトルまでは訂正していなかった。

議長：このゾーニング計画の意味合いは基本的な土地利用の方針を示したもので、中身はまたさらに検討する等各自自治体でやってくださいという意味の大枠の土地利用の方向を示したものである、という注釈が入っていると分かりやすい。言葉は同じにしておかないと分かりにくい。

事務局（北区）：全体の見渡しの中での図がここに来ていて、その後に第 2 章からはここをしたというようなバージョンも新しく始まるというのがあればいいか。

議長：そのとおりである。

北区委員：ここはタイトルを訂正する。P. 5 でゾーンという言葉も使っているが、推進計画に沿ったもので都市計画などに使われているゾーン図ではない。

議長：よく分かった。いずれにしろ、ここまではもう将来計画で決められているということをはっきり言ったほうがいい。同じ言葉であれば構わない。次に P. 11

の2.2については。

事務局（北区）：P.5のスローガン「放水路から川らしい水辺へ」は推計計画でうたっており、2市7区共通である。

議長：これは取り換えられないが、P.11のコンセプトのところで、北区は放水路の記憶と豊かな、それを受けてさらに、ということだろう。

事務局（北区）：P.11のコンセプトは皆さんに意見を頂きたい。

議長：資料にある「放水路の記憶と豊かな水辺を次世代へ」のほうがいいのではないか。

委員：「みんなが安心して楽しめる川づくり」、「治水と親水が両立する多自然川づくり」の二つが、議長から頂いた宿題について考えたものである。候補として二つ出してみた。

事務局（北区）：「みんなが安心して楽しめる川づくり」の安心というところは治水のことである。楽しむということでは、これからの河川づくりなので、環境のことである。

議長：P13「自らできる川づくり支援の推進」はということか。表題と内容が違うのではないか。

事務局（北区）：P.4の推進計画の「自らできる川づくりの推進」からきている。これを北区バージョンでかみ砕いたのがP.13だと思うが。

議長：そうすると、「現状の管理水準を維持し、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくための区民との協働による河川管理の推進」ということだと、やはり表題と内容が合っていない。

事務局（北区）：P.13「自らできる川づくり支援の推進」の、「荒川知水資料館を伝承の拠点として、住民と行政の協働による管理を推進」というふうに地域で盛り上げていかないと、こういう記憶は引き継がれないという思いから、協働の推進という意味で「自らできる川づくり支援の推進」のほうに書いた。

議長：それであれば無理しないで、国、推進、将来像計画でやっている四つについて北区はこう展開する。それに付加して知水資料館や岩淵水門の歴史の保全をするというのを、別な項目で立てたらどうか。

委員：推進計画を議論しているとき、岩淵水門や放水路の歴史の話はこのままでは抜けるという話をしていた。当然北区バージョンでは、「自らできる川づくり支援の推進」というのはP.36の3-3のような話である。北区としては子どもの水辺やいろんな市民活動の場を提供していくということではないか。岩淵水門やAMOA（荒川知水資料館）は北区独特の他の区にない施設なので、方針の一つとして追加していいと思う。

北区委員：P.4の「魅力を創出する川づくり」を、P.12では「適正な河川利用の推進」で止めているので、そこを「魅力を創出する川づくり」ということで題名を引きずって、「放水路の治水上の意味や歴史」というふうに、歴史の継承ということを新たな魅力として入れた。見直したということになるかもしれない。

議長：皆さんが言っているのは、岩淵水門の話をもっと前面に出せないかということである。放水路自体が歴史的な物だという意味でも、あの赤水門を残したというのは大変なことだから、北区として大切に伝えていくということをはっきり出したい。それと、水辺の自然地を一連でもっと確保していきたいという話の二つが北区独自の方針である。ブロック別計画のどこに記載するのが適切か分からずにいるが、出し方はお任せする。

北区委員：岩淵水門の保存と歴史的意義の検証的なことを記載するということか。

議長：それと、水辺全体を見た上で少しでも幅広く自然地を確保していきたい。

北区委員：自然地は「自らできる川づくり」のほうで読み取る。

議長：「自らできる川づくり支援」はソフトの話である。グラウンドとこれを調整しながらでも、少しでも幅広く確保していきたいということが言えていればいい。

そういうニュアンスがなるべく言葉としてはっきり見えるようにしておきたい。

北区委員：例えば、P. 12に「自然豊かな水辺空間の再生」とあるが、これではないということか。

議長：それはいい。ただ、これは後々の基本方針である。河川敷等いろんな言葉が出てくるが、それをもう少し整理しないとまずいだろう。それと、子どもの水辺の位置づけをどう考えていくか。自然と利用という単純な話ではなく、自然の中で利用地をどう考えマネジメントしていくかという課題である。その話がどこかで出てこないといけない。

北区委員：これは地区別の計画ということで、大きな捉え方をしている。10年後のプランとして捉えていて、あまり細かい記載はなじまない。

議長：今のところはその二つを言葉として出してほしいというところでとどめておく。P. 14の2-3ブロック別計画についての意見はあるか。

委員：図6が北区の方針として重要になる。これをここに入れるかは別として、基本方針で出ている水辺空間の再生や河川利用の推進がこの図で分かるようにならないかなと思う。それと関連し、水辺の自然利用地というのも引っかかる。運営委員会では、河川敷道路やスーパー堤防も、水辺を比較的に利用できるように整備していることの背後には、当然利用拠点や、便益サービスの拠点があるべきである。具体的に言うと、今水辺には水辺倉庫もあるが、それがここに表現されていないのはなぜか。P. 12の「適正な河川利用の推進」で「荒川の利用者の増加に対し、バリアフリー対応の強化や、情報発信・トイレ・休憩・集会などの施設、資器材の保管やレンタルなどの便益サービスはあまりにも立ち遅れており、改善が必要です」とうたっているが、この2-3以降のブロック計画にそれが何も書かれていない。この図に限らず、この後の細かいところを見てもこの関係が出てこない。

事務局（北区）：図6はどこかのブロックに限った見方ではなく、河川敷一般でこういう区分ができるという見方である。水辺の場合水辺倉庫があり、水辺の近くにまで管理用通路が整備されたというのはそのとおりである。ただ、これは子ど

もの水辺に限ったことではなく、河川敷の見方を一般化したものなので、そういった限定的な見方、聞き方はしなかった。

委員：利用拠点を設けるのは子どもの水辺に限ったことではなく、水辺もある程度自然利用地に位置づけるのであれば、当然利便施設が背後にあるべきでないか。

議長：例えば、ゾーニング図、土地利用計画図に、堤防をどうしようかとか、スーパー堤防を実施しているのに、全く色が入っていない。これはこの計画の対象外なのか。この図からは大きなブロックというのは河川敷だけか。河川敷のどこまで入れるかというのは難しい問題だが、少なくとも堤防は入っていない。それと、水辺というか今まで占用してこなかった水際から 10mの範囲内も含め、これは何となく入っているということである。水面も利用計画を立ててあるから、ゾーニングからすると水面も色が付いていしかるべきではないか。スーパー堤防は、北区に二つできているし、防災ステーションまでである。マラソンの拠点になるので、河川敷道路をどう使っていくかは大問題になってくると北区も言っている。占用できなくても、それについて北区ではある程度対象にししながら、ワンセットで言うのはどうか。また、河川敷道路のルールづくりをやらなくてはいけないと言いながら、河川敷利用ルールが入っていない。導入部や、項目として、空間としてどうするかを個別でやればいとなれば、北区はそれをどうするかという話が出てくるのではないか。この計画のターゲット、範囲をどう取るかというのが混乱の元になっている気がする。

事務局（荒下）：推進計画では河川敷の部分しか塗っていないので、堤防等は抜いてある。また、現在の計画では荒川下流部全部がスーパー堤防の範囲になっている。この計画では、10年の中でどのようにしていくかということなので入れていない。ただ、ここのブロックにはスーパー堤防があるというのを記載することはいいと思う。スーパー堤防上の利用形態については、元々の土地利用のままが基本となる。

議長：北区は2カ所もできており、その利用や利用拠点としてもっと活用していきたいというのがあったときに、この計画の中に入れてもおかしくない。だから、水辺と、堤内地側とワンセットでやりたい。北区がその空間について、河川管理者と共に、どうこの一部を担ってくるか考えていくべきではないか。

北区委員：そこまでは盛り込めないだろう。こういう考え方があるという図を示しているのはいいと思う。これまでの実績、例えば、防災ステーションがある、河川敷ではこういう利用がされている、桜堤の土手がある、水辺は舟運で使っている等の事実は確認の意味でもここで押さえておき、そういう視点もあるとうたい、中身的にどうしていくかをこの中で決めていくのではないか。

議長：そういう意味で、ブロック別計画に記載するのではなく、そういう視点で見直していくということ、ブロック別計画の前に記載したほうがいい。

岩淵水門の話もそういう意味ではブロック別計画をやるときの重要な点はこれと二つあるということで記載があれば構わない。入れ方は任せる。

北区委員：この表題の視点は、現況と地理をとという表題がオーケーしても標語として・・・。

議長：ブロック別計画に当たっての基本的な留意事項みたいに記載できないか。

事務局（北区）：様々な観点から見てこういうことが言えるという図にしたいということか。

議長：ブロック別計画を作る上での北区の独自の視点というのであれば、その二つをどこかに盛り込んでほしい。あと気になるのは、P. 18の豊島ブロックの今後の取り組み<ブロックの目標・整備方針>で、市民会議では野球場をある程度入れる話と、その代わり水辺はある程度の幅で自然を回復してほしいという話が出た。学校の統廃合で校庭が使えなくなっているから、グラウンドが必要ではないか。

委員：小学校も合併が始まる動きがあり、もう少し広げておいたほうがいい。

議長：前の市民会議の議論では、区の方針が決まっていなかったら、ある程度の期間は、野球場にしたいという事だったが。

事務局（荒下）：現在、荒下で一部土砂の仮置き場として利用しているが、そこも野球場グラウンドにするということか。

議長：土砂の仮置き場はいずれなくなるだろうと思っている。

事務局（荒下）：今自然系ゾーンに位置づけられ、現状土砂置き場になっているが、そこから自然地への移行を図っていくということになっている。

議長：それはいつの計画か。

事務局（荒下）：推進計画の大きなゾーニング分けである。

議長：推進計画の図とP. 7の図は同じものと理解すればいいのか、それとも違うものなのか。

北区委員：推進計画を受けて現況の図がP. 7にあるが、それが土砂仮置き場になっているということ。

議長：P. 7の図の現況と計画とで何が違うのか。

北区委員：基本的には同じである。

議長：現況は要らないのではないか。

あと、今の市民会議の意見としては、水辺のほうについては自然地を残し、今の土砂置き場がなくなったときに、利用施設としてグラウンドが入ってもいいとなったときに、北区の方針としてそれは構わないか。

事務局（荒下）：北区でグラウンドにしたいという意向があればいいが、大きな方針でこれ以上グラウンドは増やさないといい前提があるので、それを守った中でやっていく分には大丈夫だと思う。ゾーニング計画の考え方に基づいていけば、計画の中で多少位置を変えても構わないと思うが、他の利用施設は減らさず単純に新規でグラウンドを造るのはこの考え方から外れるので厳しい。

議長：多目的広場ならいいか。

事務局（荒下）：問題ないと思う。

北区委員：今荒下が言ったように、増やすことはできないが、他の所が減る分はここで補うというような、拠点になるようなスペースは、これを見ていくという。

議長：赤羽・岩淵ブロックも、青水門の下流側の使い方みたいなことも前に出ていた。

事務局（北区）：青水門周辺の暫定野球場になっているところは、昔から大規模自然地という位置付けがされており、P. 22 の一番下に記載されている。ここ自体標高も高く湿地は望めないということもあり、水を含んだ図は絵に描いた餅になるので逆に書かない方がいいと思う。P. 23 の一番右の写真で「ヨシ原を核とした」で納めてある。

議長：そこも、なお書きで必要に応じて、防災面から野球場などの利用施設配置も検討するという様な記載があれば、もう少し動きは出てくるのではないかな。

北区委員：先ほどのゾーニング計画の考え方で、先ほどの文章があれば、再編したいというときに、そういう使い分けもあるのではないかな。

議長：要するに、ここではグラウンドの整備は言わないということか。

委員：湿地などは可能であっても造りたくない。実情に鑑み見直したほうがいい。自然系は自然系でも、湿地などは地形的に難しい。

議長：P. 22 の鉄橋のたもとというのはどこか。

委員：子どもの水辺からゴルフ場につながっている水辺を意識している。

議長：岩淵水門周辺と子どもの水辺周辺では全然イメージも違うし、分けたらどうか。また、その背面の利用拠点としての関わりが抜けていると思うが。

委員：ここもそうだし、次の北赤羽ブロックの現況には防災ステーションのことが触れられているが、計画にはゴルフ場のことしか書いてない。書きにくい理由があるならいいが。

事務局（北区）：便益施設としての今後の方針がないという話だと思っている。今、平常時に河川防災センターのトイレを開放している。さらにそれよりもという話になると、北区としても国交省との共同の建物なのでまだ話ができていなかった。

議長：P. 27 のブロックの取り組み内容に、そういう協議をしよう、取り組みを調整していきたいという内容は記載できないのか。

事務局（荒下）：防災基地なので施設の性格上厳しい。

議長：今どきそんなことを言っているのは荒下だけだ。平常時に使わなかったら、非常時には使えない。

事務局（北区）：新河岸川流域フォーラムなどで開放して利用していただいているので、必ずしも平常時の一般利用を拒んでいるわけではないと思う。荒下も多分了承しているので、そこをうまく書ければいい。

議長：緑地公園として開放されていますというのは、さらに有効活用について検討していきますという取り組み課題に入らないか。この有効活用について、まだ何かあるか。

委員：大体その方向でいいと思う。

委員：P. 25 の課題の「赤羽ゴルフ場内の自然観察会等」に際しては、来場者の安全確保の観点から、ゴルフ場関係者の理解により営業の一時休止処置を講じています」は、観察会のために営業を止めると言われたことはない。

これはマラソンで大会があり、その日は営業をしないから我々がゴルフ場の価値を高めるために無料で観察会を実施しただけである。

議長：荒川の管理・運営の考え方はどこが変わったか説明してほしい。

事務局（北区）：P. 29～34 は変わっていない。P. 35 の四角の中の言い方が、自治体や占有者というのを実態に合わせている。市民に係るところは特に変わっていない。

議長：言葉が分からないところがたくさんある。

事務局（北区）：P. 35 図 16 のタイトルが、前は「自然地の区分の課題」だったが、「水辺を自然利用地とした場合の土地の区分と役割」と改訂した。

議長：言葉の統一や、河川敷はどここの範囲内を指すのか、河川敷は自然地と利用地だけ分けていいのか、なぜそうやって分けないといけないのか等よく分からないところがあるが、それは後でやるとしてP. 37 の4番はこんな記載して大丈夫か。

北区委員：P. 37, 38 は、こんなに大きく取り上げられない、章立てするほどの挙げる対応がないとも思う。要望に対する北区の回答のようなものだからそれは見直す。

議長：確認しておきたいのは、北区の占有者の立場以外に、例えば環境課が調査したりしているように、全体に対してある一定の管理というか、そこでの環境に対して関与するという立場はあるだろう。これは間違いないか。

北区委員：間違いない。

議長：ではそのことについて書くべきではないか。それと、子どもの水辺の場合は水辺という特殊な場所を利用し維持管理していくときには、ルールを作らないと恐ろしくてできない。利用する人たちも応分に負担をしなくてはいけない。その場所に限定して言っている話で、それ以上のことを拡大されるとみんな困る。

北区委員：入れ方としては本当にさらりと記載する。

委員：P. 37 の4-2<現在抱える課題>の「NPO ボランティアプラザから支払われる助成金のほかは」は削除してほしい。助成は一銭も受けたことがない。この事業に協力して資機材の提供や消耗品を負担してもらっただけで、われわれは赤字になっている。こっちが助成したという解釈である。

北区委員：ここで言っているのは、活動の発展、維持のためには、人、物、場所、各団体が明確なので、触れる必要があるかなと思った。あと読んでいく中で、ここだけが非常に具体的に出ている。

事務局（北区）：もう少し細かい計画なり、整備が具体化されたときに出てくる内容だと思う。

議長：他のところでは協議会方式をとろうとしている。そのときに何を原則にするのか一緒に検討しておくといい。単純に利用と自然地という捉え方はできない。

自然の利用があり、自然を使いやすい形で維持管理していく、安全も確保していく、それを使うためには機材が必要になってくる。そのためには何が必要なのかということ、整理しなければならない。他の区も最低限のことは横並びでやっているというニュアンスが出てくるのが重要である。

事務局（荒下）：自然地を放っておくと荒地になってしまうだけなので、どう維持管理をしていくかという話も含め、自然地管理検討会を立ち上げてやっている中で、それがまとまり次第その内容がある程度この中に入れ込んでやっていくことも考えられる。

議長：それは自然地の全部ということか。

事務局（荒下）：今自然地としてあるところで、占用されていない自然地も試行に向けて検討している。

議長：それとは別に、水辺の楽校のように自然地の中で管理して活動させていこうというのものもある。これは明らかにユーザーに対して一定の負担やルールを求めないといけないということか。それとは違うと思うが。

事務局（荒下）：占用地内の話ではないか。

議長：占有は関係ない。占有していない自然地が全国にはたくさんある。国も含めて水辺を自然で豊かな形でなおかつ使いやすいように改良する。ただ、使うときには安全管理やルールを決める必要がある。一般的に言えば、安定した自然地を造れば、ヨシ群やオギ群はある程度安定した形で維持できる。ところが人間が中途半端に介入するからおかしくなる。それはつくり方の問題と大きな意味の管理。そういう意味の管理をしなくても済むのが本来の水辺。だが、放っておけば、ヒメガマだらけになる。誰も入らないからどんどんヘドロがたまる。それを何とかしながら使っていこうとしている。だからそういうところを造ってもそうやって使っていこうと思える。その代わり使い勝手もいいし人も来る。

今やっているのは、墨田区の自然地管理の協定について仕組みがある程度見えているのであれば、北区がその情報を渡して、最低限これとこれは押さえておくというのが「区民とともに行う管理の意味」に、それを活用して、そういう条件の場所だとはっきりした上で、自然地管理をしないと大変なことになる。

北区委員：P. 32「日常的に手入れすることが最も重要です」というところが、次にも記載しているというか、そういう意味では後に記載するとおりになるが、ここはまさに、「区民とともに行う維持管理」のほうに入ってくる内容ではないかと思っている。ここできちんと説明していればいいと思う。

議長：そこはその通りだが、よく分からないと言っているのは、それをもっとはっきり言うために作った図だ。

北区委員：はい、だがその図があそこにあり、土地利用がこうだというのは、ここで受けていくってというような話になっていたかと思う。

委員：P. 21 の左の岩淵水門野球場の広場のところか。

議長：1996年時点の計画。

事務局（北区）：この上の図は 1996 年に定めたイメージ図で、だいぶ今とは変わっている。今図そのものは P. 23 にあるという形になる。

委員：北区から水辺の会議へ補助金がおりののか。

北区委員：私たちが子どもの水辺の協議会の事務局をやっているので、草刈りや電気の修理等ハード的な支援や物品で、要望にこたえられるほど提供はできないが、何かしら用意できるものは用意していく必要があると思っている。補助金というものはないが。

委員：国も公共団体も風当たりは相当厳しい。相当節約していかないといけない。

北区委員：節約もそうだし、東京都から特別区交付金を頂かないとやっていけない。

委員：だからボランティアでやるしかないと思っている。

委員：ボランティアでやっても、軍手などの簡単な道具も支給されない。

委員：今までは軍手は支給して頂いたが、それ以外はボランティアが数十万円は持ち出してやっている。

委員：防災ステーションを自由に使えるというのは無理な気がする。普段から使用していないと、いざというときに使えないというのはおかしいと思う。いろんな備品等があるので、普段は極力大事に取っておくべきだという気がする。

事務局（荒下）：不特定多数への開放は、なかなか難しい。

委員：防災ステーションを開放して欲しいというのは、駅から近いので利用したい。会議室等を開放してもらえないかということ。

委員：他事務所の防災ステーションはどうか。

事務局（荒下）：私が知る限り、開放しているというのは聞いたことはない。

委員：あれだけ便利なところで普段会議室を使っていないから、せめて公共性の高いものには利用させるとか、地域の人たちが荒川を散歩する時休憩するとかできないか。非常に見晴らしがいい場所だし。

委員：景色は部屋の中に入らなくも外で十分見られるのではないか。

委員：せっかくあるから、開放して欲しいという要望だけである。

議長：約 1,700 万人が荒川を使っており、どうサービスしていくか。身近にこれだけの自然と空間があるというのは、東京都にとっても地域にとっても資産である。これをうまく活用していくのは大きな課題になっている。例えばグラウンド利用の他に、河川敷や河川敷道路を使っている人たちが休む場所はあまりない。

委員：ベンチやトイレもある。

議長：今まで荒川の水辺に行くのは特殊な人だったが、子どもの水辺のような形でやると、年間何千人が来て勉強し、親しむことができる。これは大きな意味の社会貢献で、当然コストがかかる。みんなボランティアでもいいと思っているが、その効果を考え、行政もバックアップしてもいいのではないか。ただ無原則にやるのはだめで、こちらリスクを取っている。ただしそれが個人の負担でできるかということ、そこまではできない。だから協議会を作りルールづくりをしている。

委員：今日の市民会議を聞いていて、あまり民主的でないという印象を受けた。言葉遣い等強引である。私も幾つか会議に参加しているが、これほど過激なのはあまり見ていない。お互いに主張し合うならいいが、片方が押されまくっている感じで、それでいいのかなど。その辺の言葉遣いから考えたほうがいいのではないかとここ何回か思っている。

委員：P. 32「ヘドロの除去とかに取り組んでいきます」というのは努力して、書いてくれたと思って感謝している。

委員：身近な子どもの水辺等で、市民の立場で小学生相手の自然教室や観察会等、体を張ってやるようなことをやっていきたいと思った。

委員：P. 14 の下の図はあの場所でもいいのか。

議長：現況土地利用のタイトルではおかしい。要するに、北区はブロック別計画をこういう視点でやるということはそこに出てくる、というのをどこかで、2-3.1とか、その順番はお任せする。

北区委員：表題を入れるには書く言葉がない。

事務局（北区）：2-3.2 のブロック区分の専門的なブロック分けと、もう一つはこの2-3 のほうがいい。

議長：2-3.2 のほうがいい。

委員：委員の案だけ決めてほしい。

議長：いや、先ほどのものを入れておいて。何かあればもう一度ぐらい見る機会はあるだろう。運営委員会をやり、文言の調整は最後でいいのかなど。

北区委員：逆に運営委員会で三重丸をつけて。

委員：スケジュールの話はしているか。

北区委員：今日議論した内容を反映させ、運営委員会を1回開き、それをパブコメの案とする。運営委員会で修正があった場合も修正の確認はせず、パブコメの中で意見をもらえたらありがたい。

議長：パブコメの時期はいつ頃か。

北区委員：パブコメは「北区ニュース」に掲載するので、パブコメ手続に入るのが5月。6月いっぱい協賛会のほうへ諮り、市民会議は5月か7月か。

事務局（北区）：パブコメ5月、二つの委員会報告で6月。7月に将来を考える協賛会へ諮り、8月策定という予定になる。

議長：逆算すると、4月の頭には決めておかなければいけないことになるのか。

北区委員：はい。

議長：今から直して、かなり時間が掛かるが。

北区委員：運営委員会を開かず、修正した原稿を委員に送って意見を頂くのはどうか。

議長：運営委員会の場でないと見られない。前もって送っておいてもらうのが一番いい。それで文字の赤を入れてもらい調整したほうが分かりやすい。

事務局（北区）：では家へ郵送し、日にちを設定する。日程が厳しいので、欠席する場合には、メモか何かで事前にお送りいただければ、その意見も会議の中では反

映する。3月28日で調整する。

3. その他

(1) 議事概要署名人の選出

土井委員と松下委員が選出された。

4. 閉 会